

令和4年度

名古屋市立山田中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ防止等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが発生した際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ防止等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども応援委員会コーディネーターなど。

3 教員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り多くとる。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ 暴力を伴わないいじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに互いの違いを認め合うことにより、多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について学校および生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他者を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」「消えろ」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 生徒の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業により互いの授業を参観し合う機会を位置づけるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業の参考にするようにする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちができることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

○ 生徒の主体的な活動を通して、自己実現の喜びを味わうことができるようにしたり、友情を深め合うことができるようにしたりして、心の居場所や仲間との絆づくりを図り、未然防止に努める。

《学校全体での取組・活動》

生徒会環境美化活動、「なごやINGキャンペーン」、赤い羽根共同募金活動、体育大会、合唱コンクール、年賀状を書く活動、3年生を送る会、防災教室など

《各学年での取組・活動》

【1年生】夢のあしあと、震災減災学習、日本の伝統文化

【2年生】稲武野外学習、上級学校学習、職業学習

【3年生】SDGs学習、修学旅行、進路学習、留別式

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノートの活用などを計画的、継続的にを行い、日常の生徒の様子を把握する。

また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

- (1) 日常的な観察
 - ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行事、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- (2) 学校生活アンケート
 - ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学校での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。
- (3) 記名式のいじめアンケート調査
 - ・ 記名式のいじめアンケートの実施により、誰が、被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価、改善につなげる。
- (4) 緊急的な記名式のアンケート調査
 - ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。
- (5) 教育相談
 - ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
 - ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全生徒に短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
 - ・ (2)(3)、教育相談アンケート調査の結果を基に、全ての生徒を対象として、年に2回、教育相談週間を設ける。
 - ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば、速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
 - ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策協議会」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼しておく。
- (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布
 - ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
 - ・ 生徒手帳（毎日使用するかばん等）に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～中学3年生児童生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

○ 学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守り、いじめを早期発見するように努める。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ防止等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

- ・ 30日を待たず、一週間をめぐりに連絡し、概要を報告する。

※ 「生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき」

- ・ 状況に応じて所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。

その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。

- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。

- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会の判断による出校停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をとる。
- (4) いじめが起きた集団への働き掛け
- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
 - ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
 - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただくよう、折りに触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止および早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

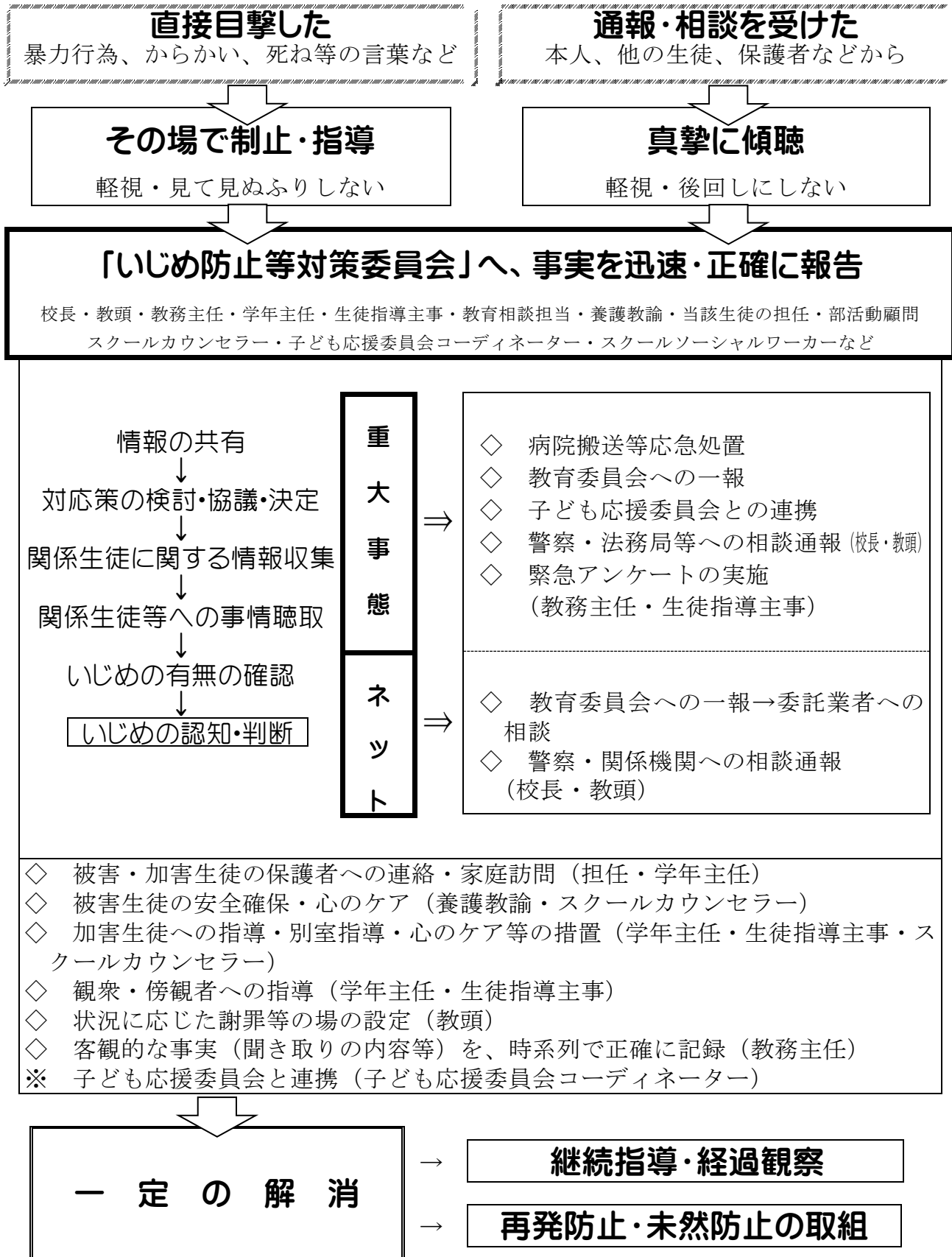
8 校内研修の実施

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめ防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

いじめが発生した場合の対応の流れ



年間を見通したいじめ防止のための指導計画

	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	○職員会議 ・指導方針 ・指導計画 ○いじめ防止等対策委員会①	○互いを認め合う学級づくり ○学校生活の決まりについて ○修学旅行に向けて (3年) ○環境ウィーク トライ&アクション 生徒会環境美化活動	○あったか ハート配布	○研修① 生徒理解①、 生徒指導の共通理解
5	○いじめ防止等対策委員会②	○自殺予防教育 「気づいてる？ こころのSOS」① ○修学旅行に向けて (3年) ○環境ウィーク トライ&アクション 生徒会環境美化活動	○学校生活アンケート ・① ○教育相談アンケート ① ○教育相談①	○研修② ・努力点計画実践 ○研修③ 生徒理解②、 アレルギー対応 ― (エピペン講座) ト自殺予防教育 人権教育
6	○いじめ防止等対策委員会③ いじめ・問題行動等 防止対策協議会① ・情報共有 ・情報提供依頼	○環境ウィーク トライ&アクション 生徒会環境美化活動 ○修学旅行 (3年) ○稲武野外学習に 向けて (2年)	○いじめアンケート ・①	○研修④ ・努力点 (中間報告) ・「気づいてる？ こころのSOS」 ①、学校生活アンケート①の分析 ○研修⑤不登校 ・「気づいてる？ こころのSOS」 ①、学校生活アンケート①の活用
7	○いじめ防止等対策委員会④	○体育大会に向けて ○稲武野外学習に 向けて (2年) ○ストレスマネジメントの授業	○保護者会①	
8				

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
9	○いじめ防止等対策委員会⑤	○稲武野外学習（2年） ○体育大会に向けて ○合唱コンクールに向けて	○いじめアンケート②	○研修⑥ 心肺蘇生法（救命入門コース） ○研修⑦ 努力点計画実践
10	○いじめ防止等対策委員会⑥	○体育大会 ○合唱コンクール ○自殺予防教育「気づいてる？こころのSOS」②	○学校生活アンケート②	日常の観察 ・「気づいてる？こころのSOS」②、学校生活アンケート②の分析 ○研修⑧努力点
11	○いじめ防止等対策委員会⑦	○ストレスマネジメントの授業	○教育相談アンケート② ○教育相談②（1・2年） ○保護者会②（3年）	○研修⑨ ・「気づいてる？こころのSOS」②、学校生活アンケート②の活用
12	○いじめ防止等対策委員会⑧	○人権集会 ○人権教育に関する授業	○進路相談（3年） ○学校開放週間 ○保護者会②（1・2年） ○保護者会③（3年）	生活ノートなどの活用
1	○いじめ防止等対策委員会⑨	○自殺予防教育「気づいてる？こころのSOS」③ ○校外学習に向けて（2年） ○職業学習に向けて（2年）	○学校評価アンケート ○保護者会④（3年） ○いじめアンケート③	・「気づいてる？こころのSOS」③の分析 ・学校評価アンケートの分析
2	○いじめ防止等対策委員会⑩ いじめ・問題行動等防止対策協議会② ・情報共有 ・情報提供依頼	○留別式（3年） ○3年生を送る会		○研修⑩ ・努力点（最終報告） ・「気づいてる？こころのSOS」③の活用 ・学校評価アンケートの分析
3	○いじめ防止等対策委員会⑪	○防災教室（1・2年）		・学校評価アンケートの活用 ・来年度に向けて